

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について」へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(別紙1) コメントの概要

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問
1	<p>【改正法等の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となる <p>【犯収規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類について定める犯収規則第7条第1号ハから健康保険証等を削除 改正法の一部施行等の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける 	<p>一定期間とは、健康保険法と同様「令和7年12月1日まで」という認識で相違ないか。この場合、交付済である現行の健康保険証の有効期限が令和7年12月2日以降であっても、令和7年12月2日以降は本人確認書類として用いることができないという認識で相違ないか。</p>
2	<p>【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等をする <p>【犯収規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類に係る規定に当該書面を追加 	<p>「資格の確認に必要な書面」の有効期限はいつまでか。</p>
3	<p>【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等をする <p>【犯収規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類に係る規定に当該書面を追加 	<p>「資格の確認に必要な書面」には住所の記載がある「カード型」と、住所の記載がない「葉書型」「A4用紙」の3種類があると認識しているが、これらは全て本人確認書類として取り扱ってよいのか。本人確認書類として取り扱いができる場合、住所の記載がない「葉書型」「A4用紙」は犯収法施行規則6条2項に該当する書類を受領することで取り扱いが可能となる認識でよいのか。</p>

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問
4	<p>【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等をする <p>【犯収規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類に係る規定に当該書面を追加 	<p>健康保険証は犯罪収益移転防止法施行規則第7条（本人確認書類）1号ハから削除され、一定期間は本人確認書類として認められる形だが、資格確認書は健康保険証の代替（本人確認書類の位置づけ）と認識してよいか</p>
5	<p>【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等をする <p>【犯収規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類に係る規定に当該書面を追加 	<p>（上記1が認められる場合で）資格確認書を本人確認書類とした場合、犯罪収益移転防止法施行規則第20条（確認記録の記録事項）17号にある「本人確認書類又は補完書類の名称の記録」で資格確認書は健康保険証の位置づけとして「健康保険証」と記録することを認められるか（「資格確認書」と明示して記録する必要はあるか）</p>

（上記コメントに対する金融庁の考え方の概要）

■e-GOVウェブサイト

案件番号：120240023

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120240023&Mode=1>

上記 URL より「[意見公募手続の実施結果](#)」をご参照ください。